

平成20年12月18日

住宅局住宅総合整備課

## 離職者の居住安定確保に向けた公営住宅の活用について

厳しい経済状況の下で離職者の居住の安定確保を図る必要性に鑑み、国土交通省においては、地方公共団体からの要望等を踏まえ、公営住宅ストックを活用した対策を推進します。

住宅局長通知により周知する内容は以下のとおりです。

解雇等に伴い居住が不安定化する者（離職退去者）に対し、公営住宅を本来の入居対象者の入居を阻害しない範囲で使用させる場合に関し、公営住宅の目的外使用( )に係る包括承認の対象に追加すること。

公営住宅の入居対象者に該当する離職退去者については地方公共団体の総合判断により、優先入居の取扱いが可能であること。

### 公営住宅の目的外使用

公営住宅は本来、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で供給することを目的としており、以下の入居資格要件を公営住宅法で定めている。

同居親族要件

入居収入要件

住宅困窮要件

ただし、地方公共団体が必要と判断した場合には、補助金適正化法第22条に基づく国土交通大臣の承認を得て、公営住宅を本来の目的以外の目的で使用することが可能となっている。

問い合わせ先

住宅局 住宅総合整備課

白倉、高田

03-5253-8111 (代表) (内線39-106、39-138)

03-5253-8502 (直通)

平成20年12月18日  
住宅局住宅総合整備課

## **離職者の居住安定確保に向けた公営住宅の活用について（通知の概要）**

### **（１）公営住宅の目的外使用について**

離職退去者については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認を得た上で公営住宅の目的外使用を可能とし、以下の要件をすべて満たす場合は、事後報告をもって承認があったものとして取り扱うこととする。

目的外使用が認められる離職退去者は、雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその同居親族に該当することが客観的に証明される者であること。

目的外使用に係る期間は、原則として一年を超えない期間とすること。

使用料は、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失しない範囲で、離職退去者の経済状況に応じて設定すること。

### **（２）優先入居の取扱いについて**

（１）の要件を満たし、公営住宅の入居対象者に該当する離職退去者については、地方公共団体の総合判断により、優先入居の取扱いが可能であること。

### **（３）関係機関との連携について**

（１）又は（２）の実施に当たっては、各労働関係機関・部局との連携を図り、離職退去者支援のために適切な対応を図るよう努めること。